第３次
東御市男女共同参画推進基本計画
（素案）

（令和９年度～令和 13 年度）

東 御 市

第３次東御市男女共同参画推進基本計画策定にあたって

令和９年４月

東御市長　花岡　利夫

目　次

第１章　計画の策定にあたって　1
　１　計画策定の趣旨　1
　２　計画の位置づけ　2
　３　計画の期間　3

第２章　計画策定の背景　4
　１　国、県の主な動き　4
　２　東御市の現状と課題　5

第３章　計画の理念と目標　14
　１　基本理念と東御市が目指す「男女共同参画社会」　14
　２　SDGｓ（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み　15
　３　基本目標　16
　４　施策の体系　17

第４章　計画の内容　18
　基本目標１　学びの推進と意識づくり　18
　　施策（１）広報・啓発活動の推進
　　施策（２）教育・学習活動の推進
　　施策（３）国際的視点に立った意識づくり
　基本目標２　誰もがともに活躍できる環境づくりの推進　24
　　施策（１）意思決定の場への女性の参画促進
　　施策（２）ワーク・ライフ・バランスの推進
　　施策（３）地域・社会活動における男女共同参画の推進
　基本目標３　誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進　30
　　施策（１）あらゆる暴力の予防及び根絶
　　施策（２）相談・支援体制の充実
　　施策（３）生涯を通じた健康の支援
　　施策（４）多様な性についての理解の推進と啓発活動

第５章　計画の推進　38
　１　推進体制
　２　計画の進行管理

（資料編）

1　用語解説

2　計画策定の経過

3　東御市男女共同参画審議会

4　東御市男女共同参画推進条例

5　男女共同参画に関する国内外の動き

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

「日本国憲法」には、人は誰でも一人の人間として尊重され、平等であると定められています。また、平成 11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」でも「男である」、「女である」に関係なく互いに認め合い、自分の意思で、それぞれの持つ個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野で、力を合わせて参画することのできる男女共同参画社会を目指すとしています。

東御市では、これらの理念に基づき、平成 18（2006）年 3 月に「東御市男女共同参画プラン」を策定するなど、関係諸団体とともに、男女共同参画社会の実現のための様々な取組を進めてきました。

これらの取組を進めてきたことにより、市民の男女共同参画に関する意識は少しずつ変化してきていますが、今もなお固定的な性別役割分担意識による慣習、しきたりが生活に根強く残っています。行政や自治会などの方針決定の場への女性の参画が不十分であるなど、男女共同参画社会の実現にはなお一層の取組が必要だといえます。

全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進むなか、社会のグローバル化、デジタル化の進展、自然災害の激甚化、頻発化など社会は大きく変化し、人々の意識や生き方も多様化してきています。

また、女性をめぐる問題は、性的な被害、生活困窮、家庭の状況や地域社会との関係性など、複雑化、多様化していることから、安心して生活できる環境づくりが必要となっています。

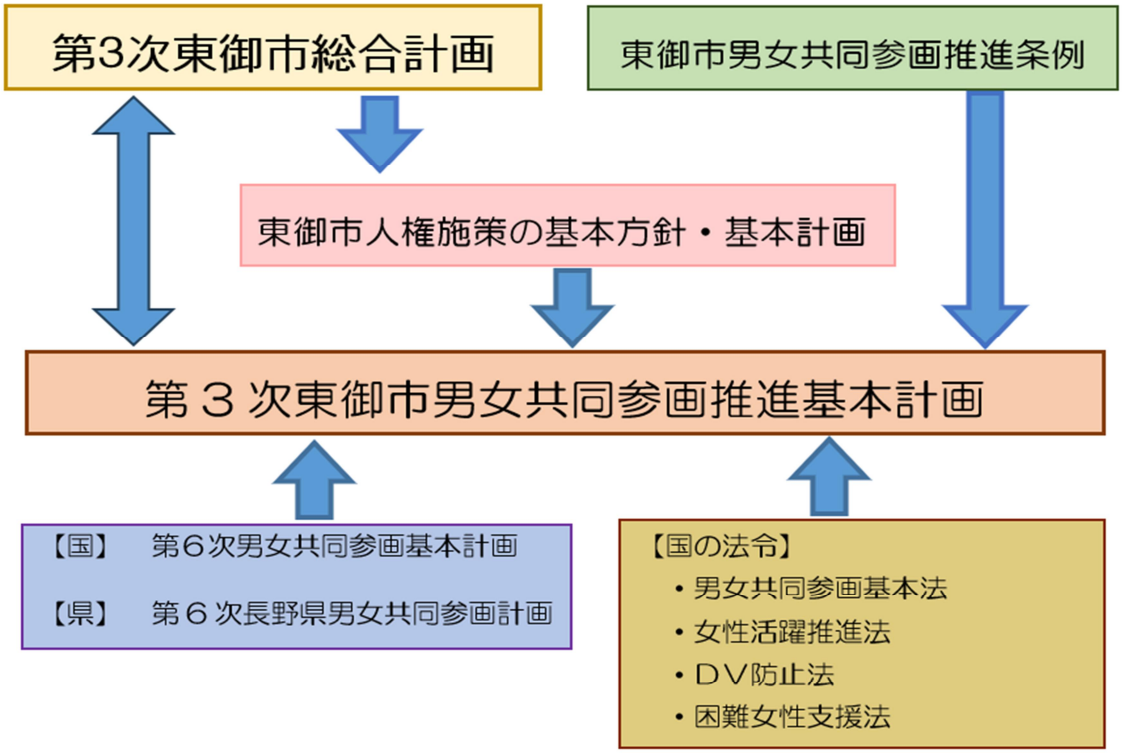
さらに、SDGｓ（持続可能な開発目標）の理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点を計画に盛り込むことも大切です。

東御市では、このような社会情勢の変化を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、一人ひとりがさまざまな視点でお互いを認め合い、誰もが自分らしく生きることができる男女共同参画社会実現のため、「第３次東御市男女共同参画推進基本計画」を策定します。

2　計画の位置づけ

本計画は、「東御市男女共同参画推進条例」第 11 条の規定による、本市の男女共同参画の推進に関する基本計画です。策定にあたっては、国・県の計画との整合を図るとともに、市政の総合的な行政運営の指針である「第 3 次東御市総合計画の施策を推進するための個別計画と位置づけます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、「配偶者からの暴力防止及び被害者の補助に関する法律（以下「DV 防止法」という。）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）を包含した計画とします。



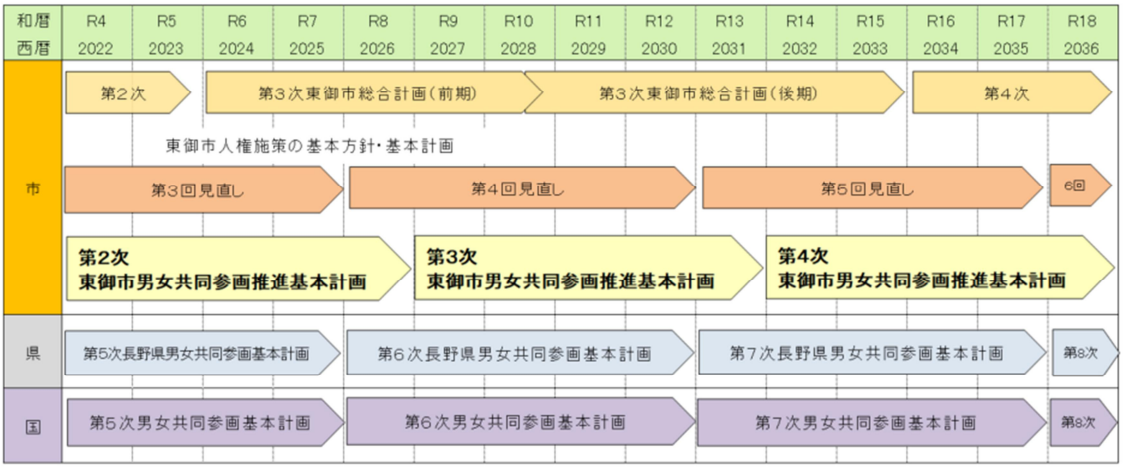
この第 3 次基本計画を定めて、市の施策の方針を明らかにすることにより、行政と市民、地域団体、事業者、教育関係者などが一体となって推進するための指針と位置付けています。

本計画は、第 2 次東御市男女共同参画推進基本計画を継承しつつ、令和 7 年（2025）年度に実施した、男女共同参画に向けての「市民意識調査」と「事業所意識調査」（以下「市民アンケート」という。）の結果も踏まえた計画となっています。

3　計画の期間

令和９（2027）年度から令和 13（2031）年度までの５年間とします。

なお、計画期間中において、社会情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき理由が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



第２章　計画策定の背景

１　国、県の主な動き

（１）国の動き

① 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

【令和３（2021）年６月改正・施行】

② 配偶者暴力（DV）防止法の改正

【令和５（2023）年５月改正・令和６（2024）年４月から順次施行
令和７年一部改正・令和７年 12 月 30 日から施行】

③ 困難女性推進法の制定・施行

【令和６（2024）年４月施行】

④ 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法の改正

【令和７（2025）年６月改正・令和８（2026）年４月から順次施行】

⑤ 女性活躍推進法の改正

【令和７（2025）年６月改正・令和８（2026）年４月から順次施行】

⑥ 第６次男女共同参画基本計画の策定

【令和８年（2026）年３月閣議決定】

（２）県の動き

① 長野県総合５か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の策定

【令和５（2023）年５月策定】

② 長野県パートナーシップ届け出制度の創設

【令和５（2023）年４月制定・８月施行】

③ 女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会の発足

【令和５（2023）年９月発足】

④ 信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～の決定

【令和６（2024）年 12 月に策定された「信州未来共創戦略」】

⑤ 第６次長野県男女共同参画計画の策定

【令和８年（2026）３月】

⑥ 長野県人権尊重の社会づくり条例の制定

【令和８（2026）年６月制定】

2　東御市の現状と課題

（1）第 2 次男女共同参画推進基本計画における目標の達成状況

第 2 次男女共同参画推進基本計画では、計画に掲げた 11 項目の評価指標により目標値を設定し、事業を進めてきました。

男女共同参画に関する市民の意識も徐々に浸透してきていると考えますが、各項目の目標値に対しての状況から、さらに普及啓発に努めていく必要があります。

※第 3 次基本計画を策定するにあたり、市民アンケートの内容を見直し比較できる項目について、達成状況を表にまとめました。

指　標　名	計画策定時実績 （令和 3 年度）	目標値 （令和 8 年度）	現　状 （令和 7 年度）
女性に対する差別・偏見があると思う人の割合	61.6%	25%	70.0%
DV 被害を受けた人の割合	10.4%	0%	9.7%
生活を営む上で男女の社会的立場は平等だと感じる人の割合	13.0%	25%	14.4%
東御市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合	38.2%	80%	52.5%
男女共同参画の学習会等へ参加したことのある人の割合	17.9%	25%	17.2%
「男は仕事、女は家庭」という意識を持つ人の割合	21.1%	10%	22.8%
ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合	63.0%	80%	76.3%
市の審議会等の委員に占める女性委員の割合	30.9%	40%	32.9%
区三役、協議委員、公民館長の女性の割合	14.5%	20%	14.5%
特定健診受診率	40.8%	50%以上	44.0%
ジェダーギャップ指数等に関心がある人の割合	38.2%	50%	31.6%

（２）各種調査からみる東御市の現状と課題

これまでの取組の検証として、おおむね５年毎に男女共同参画に向けての市民アンケートを実施しています。

今回の計画策定にあたっては、令和７（2025）年 10 月から 11 月に市内在住の 18 歳以上の男女 1,000 人を対象に無作為抽出により実施。またアンケート方法は、郵送または電子申請で行いました。結果、アンケートの回収数 386 件の結果から、現状と課題を考察し、計画の策定を行いました。

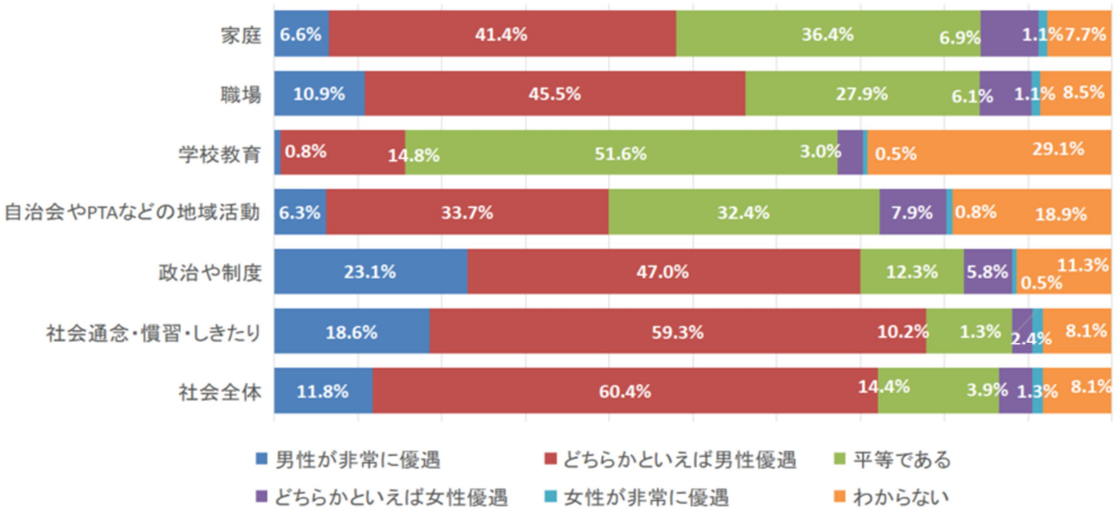
①日本社会における男女平等について

市民アンケートでは、「あなたは、現在の日本社会が男女平等であると思いますか。」【図 1】の質問に対し、「家庭」「職場」「学校教育」「自治会や PTA などの地域活動」「政治や制度」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」の７項目を調査しました。

「平等」であると回答した人の割合は「学校教育」で 51.6％と比較的高い値を示しましたが、「家庭」は 36.4％「職場」は 27.9％「自治会や PTA などの地域活動」は 32.4％であり、「政治や制度」12.3％「社会通念・慣習・しきたり」は 10.2％「社会全体」14.4％となっています。

こうした結果から、誰もが性別にとらわれることなく能力を十分発揮するためには、社会のあらゆる場面において固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組の推進が必要です。

【図 1】あなたは、現在の日本社会が男女平等であると思いますか。

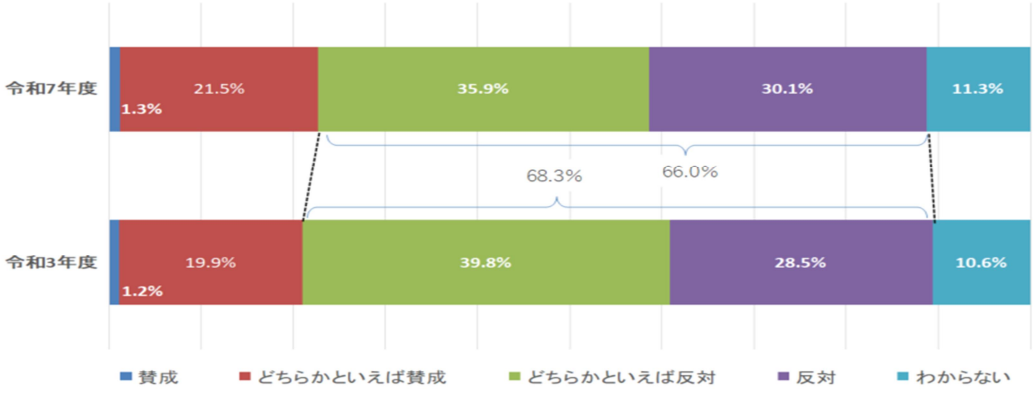


東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

②固定的な性別役割分担意識について

市民アンケートでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」【図 2】という男女の役割を固定する考え方に、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した方は 66.0%あり、前回調査（令和 3 年（2021）度調査・68.3%）から、2.3 ポイント減少しているという結果となりました。

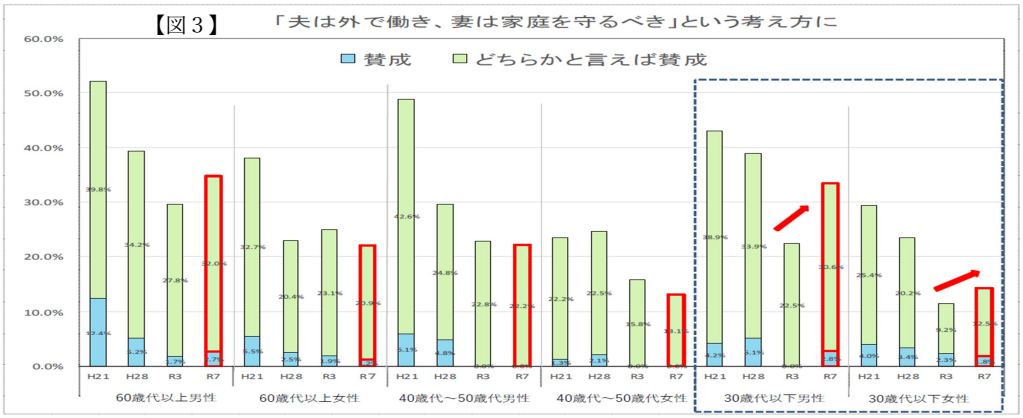
【図 2】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。



東御市「令和 7 年度男女共同参画に関する市民意識調査」

固定的な性別役割分担意識は、前回調査までは減少傾向にありましたが、今回の調査では 30 歳代以下の若い世代及び 60 歳代以上の男性に伝統的な価値観に回帰する現象が見られました。【図 3】

特に若い世代における、この現象は世界的な傾向との指摘もあり、「らしさ」や「役割」を改める必要があると考えられ、今後の課題の一つとして「男性の人権」という新たな視点での取組も必要です。

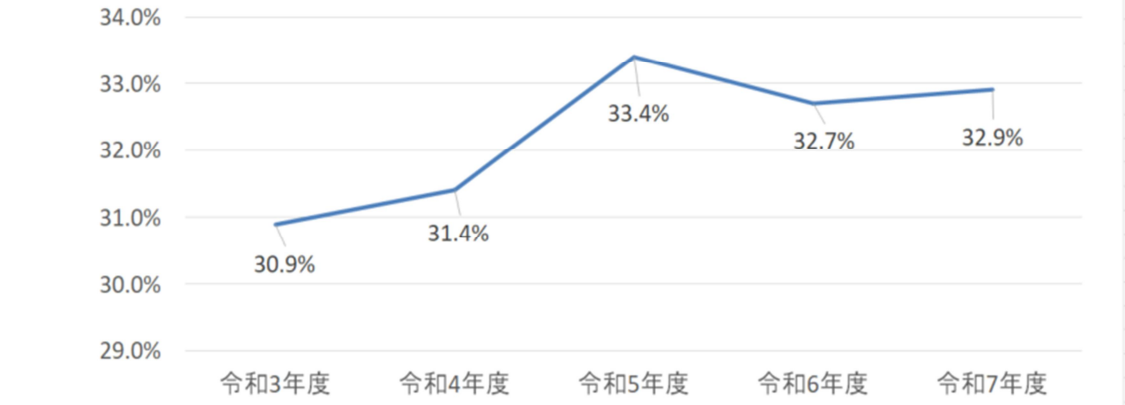


③意思決定の場への女性参画について

さまざまな政策・方針決定の場では、誰もが対等に参画し、ともに責任を果たすことが重要です。

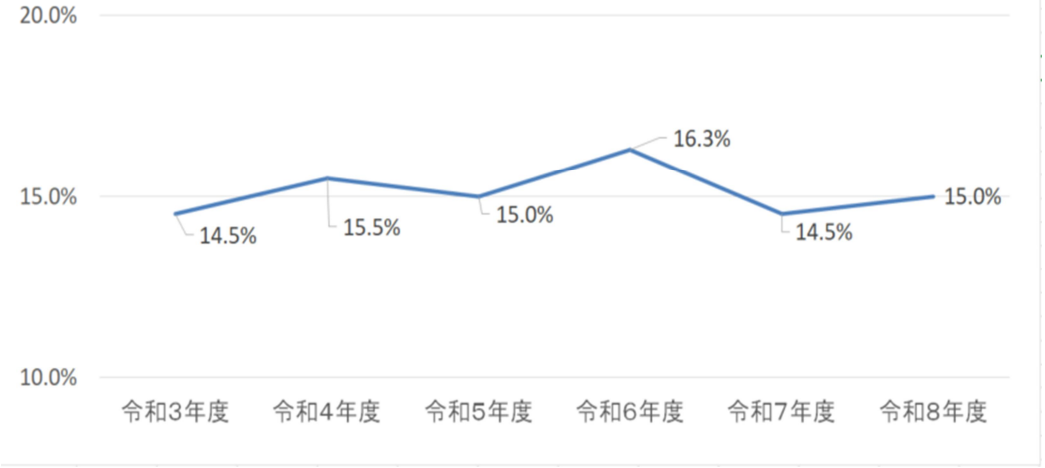
第２次男女共同参画推進基本計画では、「市の審議会等の委員に占める女性委員の割合」【図４】の目標値を 40％としました。令和５年度までは増加傾向ではありましたが、令和６年、７年では少し低い結果となります。

【図 4】市の審議会等の委員に占める女性委員の割合



東御市審議会・委員会等への女性の登用状況調べ

【図５】地域役員における参画状況の推移



東御市地域役員（区三役・協議委員・公民館長）における参画状況

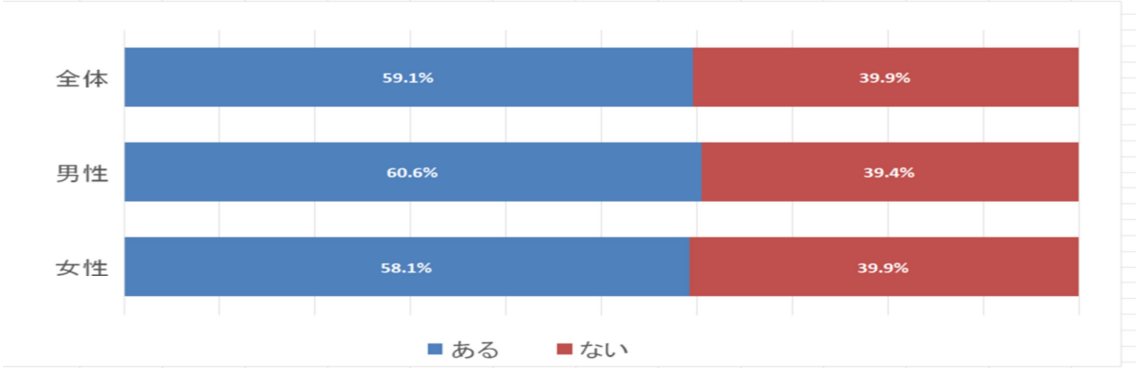
「地域の役員は男性が務めるべき」という慣習・性別役割分担意識により、本来、意欲・能力の高い女性が十分に活躍できない状況があります。【図５】

市民アンケートでは、「区（自治会）や公民館、PTA などの地域活動に役員として参加したことがありますか」【図６】との質問では、男性は 60.6%、女性は 58.1%の方が「ある」と回答しています。

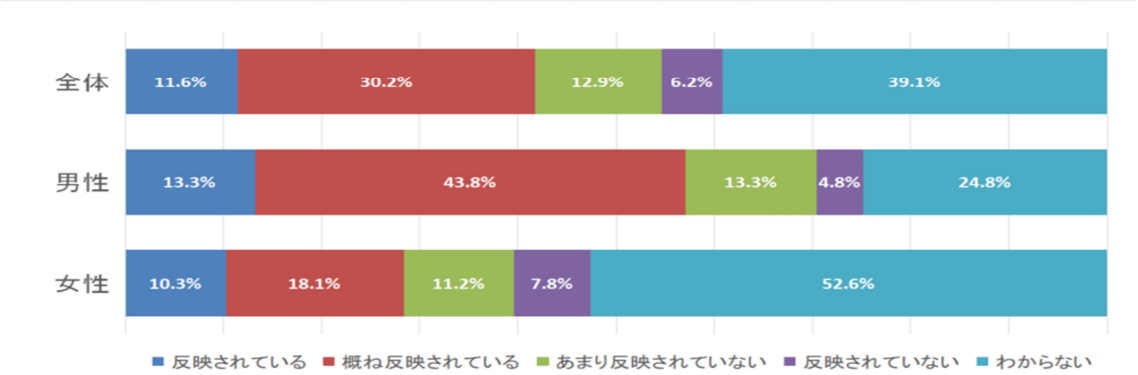
その反面、「参加した（している）地域活動で、あなたの意見は反映されていると思いますか。」【図７】の質問では、「反映されている」「おおむね反映されている」と回答した方は、男性は 57.1%に対し、女性は 29.4%と 27.7 ポイントもの差が出ています。

このような結果から、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめとした男女共同参画を推進し、地域での様々な活動の企画立案・方針決定の場にあらゆる世代の男女が、互いを尊重しながら参画してくことが重要であると考えられます。そのためには、住民自治等方針決定の場への参画を促進するとともに、家庭も含め地域全体の意識を変えていく啓発活動が必要です。

【図６】あなたは、区（自治会）や公民館、PTA などの地域活動に、役員として参加したことがありますか。

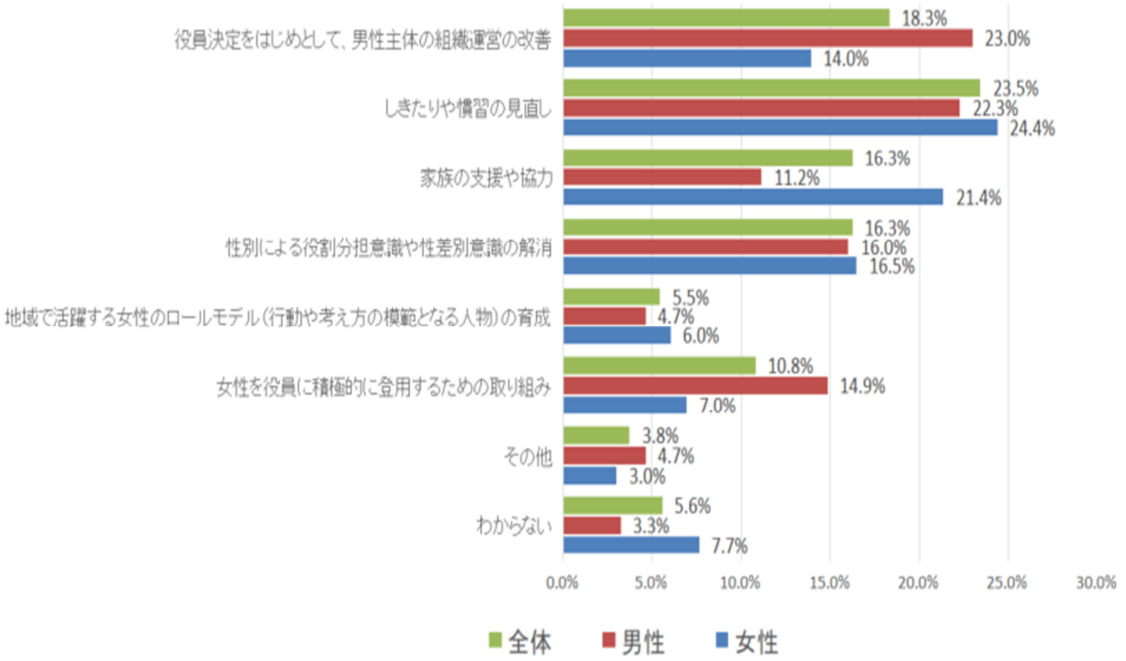


【図７】参加した(している)地域活動等で、あなたの意見は反映されていると思いますか。



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

【図８】区長（自治会長）、公民館長、PTA 会長等などは、女性が少ないのが現状です。このような方針決定の場に女性の参画を増やすためには、何が必要だと思いますか。



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

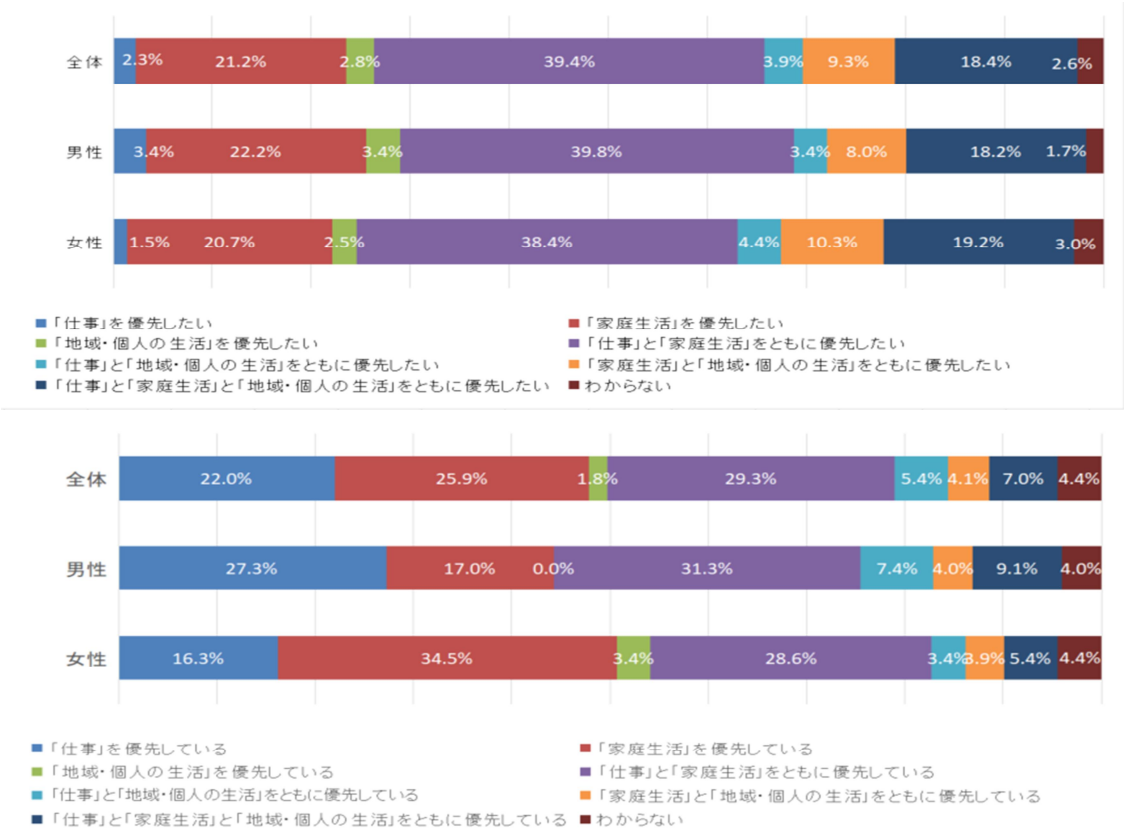
市民アンケートでは、ワーク・ライフ・バランスについて、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について調査しました。【図９・10】

「仕事と家庭ともに優先したい」と回答した方は全体で 39.4％であるのに対し、「仕事と家庭ともに優先している」と回答した方は全体で 29.3％と 10.1 ポイントの差が出ており理想と現実にギャップが生じていることがわかります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、業務の効率化や有休休暇の取得だけではなく、育児休業や介護休業、ボランティア休暇などの制度の充実が必要と考えます。

育児・介護休業法が改正され、男性も育児休業などを取りやすい環境となってはいますが、こうしたことから、さらに柔軟で多様な働き方への支援や、誰もが制度を利用しやすい雰囲気にするための意識改革が必要であると考えます。

【図９・10】生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について

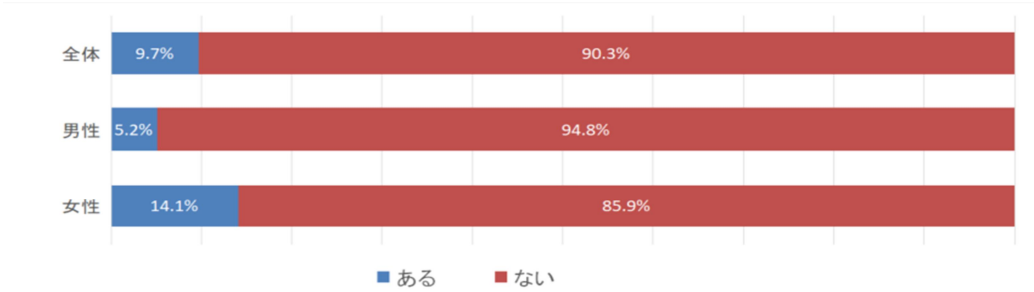


東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

⑤あらゆる暴力（DV）の予防及び根絶について

市民アンケケートでは、「配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けた経験がありますか。」【図 11】という質問に対し、「ある」と回答した人の割合が、男性 5.2%、女性 14.1%という結果で、女性が 8.9%高い結果となりました。

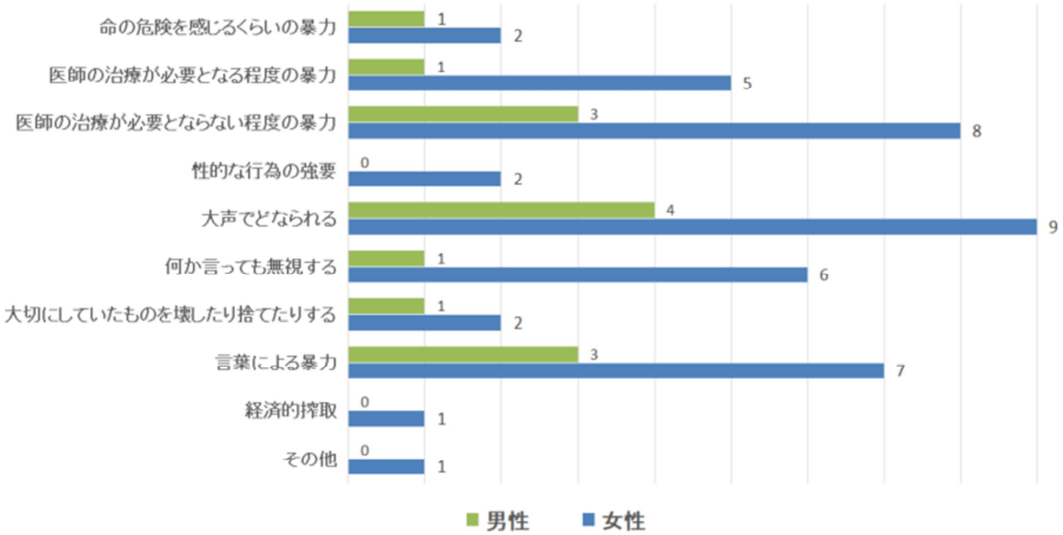
【図 11】あなたは、配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けた経験がありますか。



東御市「令和 7 年度男女共同参画に関する市民意識調査」

その暴力行為（DV）は、身体的なもの、言葉によるものが多くを占めています。経済的搾取については注視していく必要があります。【図 12】

【図 12】それはどのような行為ですか。（複数回答(人)）

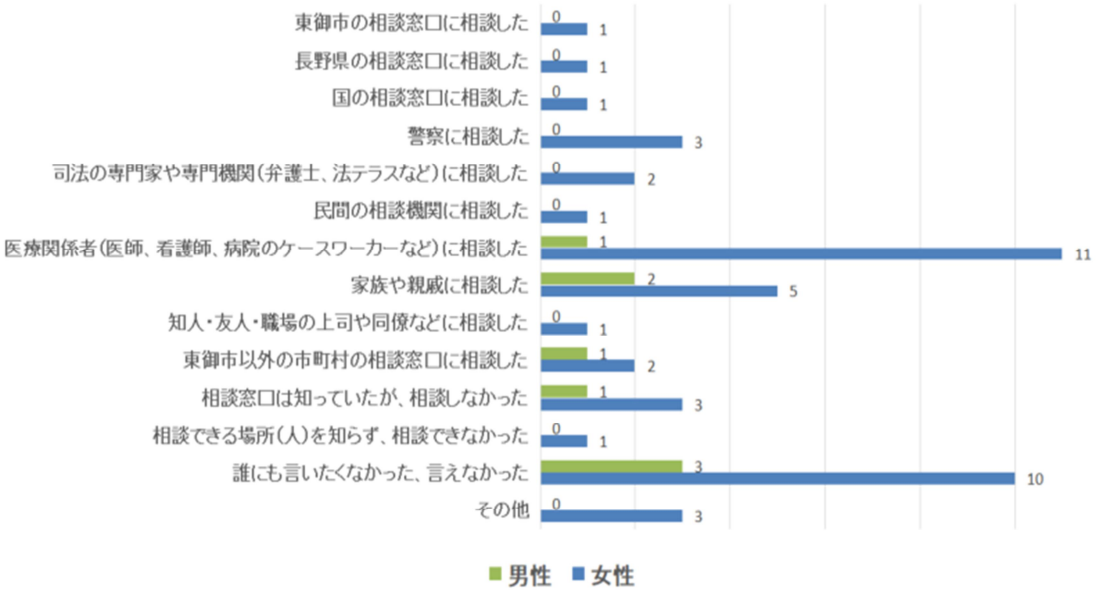


東御市「令和 7 年度男女共同参画に関する市民意識調査」

また、その相談先として、「医療関係者」「家族や親戚」「警察」が上位となっていますが、国や自治体の相談窓口へ相談した人は、どの機関もわずかであり、「相談窓口は知っていたが、相談しなかった。」「誰にも言いたくなかった、言えなかった。」と回答した方も多くいることから、相談しやすい環境整備が必要です。【図 13】

【図 13】そのような行為を受けたことについて、どこかに、また誰かに相談しましたか。

（複数回答(人)）



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

第３章　計画の理念と目標

１　基本理念と東御市が目指す「男女共同参画社会」

「東御市男女共同参画推進条例」は、男女共同参画社会の実現を図るための指針として、男女共同参画を推進するうえで基本となる８つの基本理念を以下のように定めています。本計画においても次の基本理念に位置付けるものとします。

〇条例に掲げる基本理念をわかりやすく示しています。

①男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別により差別されることのないようにしましょう。

②社会における制度又は慣行についての配慮

「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担が、地域活動や職場、学習の場等における活動のさまたげにならないようにしましょう。

③男女共同参画についての学習の推進

社会のあらゆる場（家庭、地域、職場、教育の場等）で男女の人権が尊重され、男女共同参画について学ぶことができるようにしましょう。

④家庭生活における共同参画

家庭においても家族が男女の別なく互いに協力し合い、社会の支援を受けながら、子育てや介護、その他いろいろな家庭生活の中でやらなければならないことを共に行いましょう。

⑤政策等の立案及び決定への男女共同参画

市における政策やその他社会で決める大切なことを、男女一緒に考え決めていきましょう。

⑥家庭生活における活動と他の活動との両立

家庭生活を無理なく送りながら、私たち一人ひとりが持っている能力を発揮することができるように、男女が共に地域で活動したり職場で働くことができるようにしましょう。

⑦母性の保護と生涯にわたる健康の保持増進

女性には妊娠及び出産という大事な役割があります。この女性の役割を保護するとともに、それが女性の社会活動を妨げることのないよう配慮しなければなりません。また、男女ともに生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにしましょう。

⑧国際社会における取組の理解

男女共同参画の推進は、世界の動きや考え方を理解し、取り入れながら進めましょう。

2　SDGｓ（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組

ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）は、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても、世界基準の開発目標を意識した取組を推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



３　基本目標

本計画では、条例に定める８つの基本理念に加え、女性活躍推進法、DV 防止法、困難女性支援法を勘案し、３つの基本目標を掲げて政策を展開していきます。

基本目標１　学びと意識づくりの推進

誰もが多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合い、個性や能力を発揮しながら自分らしく生活していける社会を目指します。

そのために、固定的な性別役割分担意識の解消など、誰もが男女共同参画の意義や必要性について理解を深められるよう学びの推進と意識づくりを進めます。



基本目標２　誰もがともに活躍できる環境づくりの推進

あらゆる分野の意思決定の場において、誰もが活躍できるための意識改革に努め、対等な立場で参画し活躍できる環境づくりを推進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のために多様な働き方の支援に努め、人々の価値観の多様化が進むなか、性別にとらわれることなく一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会や地域で活躍できる環境づくりを目指します。



基本目標３　誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

DV や性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶のほか、ライフステージに応じた心身の健康づくりを支援し、生涯を通じて誰もが安心して暮らせる社会づくりを目指します。

また、誰もが安心して相談できる支援体制を整備し、困難を抱えた方が躊躇なく相談できる体制を構築し、多様性を認め合いながら、ともに安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。



4　施策の体系

基本目標	施　策	施策の内容
基本目標１ 学びと意識づくりの推進	(1)広報・啓発活動の推進	①男女共同参画・ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進 ②固定的な性別役割分担意識解消に向けた意識啓発
	(2)教育・学習活動の推進	①男女共同参画・ジェンダー平等の視点に立った教育の充実 ②家庭・職場・地域における男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供
	(3)国際的視点に立った意識づくり	①情報収集と提供 ②多文化共生社会の推進と啓発活動
基本目標２ 誰もがともに活躍できる環境づくりの推進	(1)意思決定の場への女性の参画促進	①審議会などへの女性参画の促進 ②女性の職域拡大と管理・監督職への登用促進
	(2)ワーク・ライフ・バランスの推進	①誰もが活躍するための環境の整備 ②柔軟で多様な働き方への支援 ③ワーク・ライフ・バランスの推進
	(3)地域・社会活動における男女共同参画の推進	①地域活動における女性の参画の促進 ②防災・減災活動における女性の参画の推進
基本目標３ 誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	(1)あらゆる暴力の予防及び根絶	①DV・性暴力などへの対策の推進 ②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進 ③若年層に対する予防啓発の推進
	(2)相談・支援体制の充実	①困難を抱えた方への支援 ②ひとり親家庭への支援の充実
	(3)生涯を通じた健康支援	①ライフステージに応じた健康支援 ②妊娠・出産・育児に関する支援の充実
	(4)多様な性についての理解の推進と啓発活動	①多様な性についての理解の推進と啓発活動

第４章　計画の内容

基本目標１　学びの推進と意識づくり

施策（１）広報・啓発活動の推進

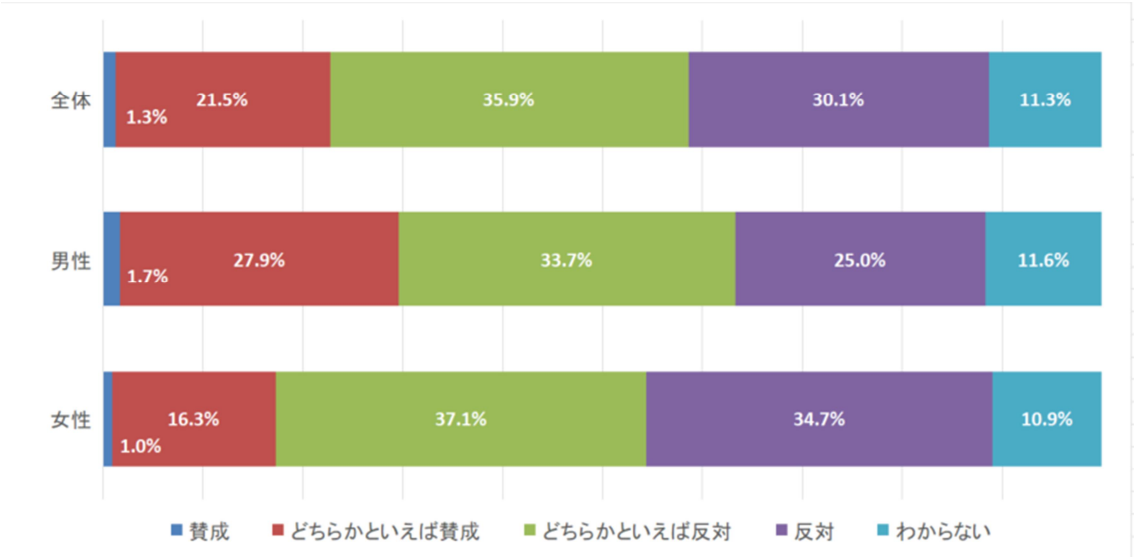
〇現状と課題

市民アンケートでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という男女の役割を固定する考え方に、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した方は66.0％である一方、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した方は22.8％となっています。特に男性は29.6％と女性（17.3％）と比べ10ポイント以上の差があり、いわゆる固定的な性別役割分担意識は男性に根強く残っていることがわかります。【図14】

誰もが自分らしくいきいきと生活し、持てる能力を十分に発揮するためには、性別などにかかわりなく多様な生き方を認め、ジェンダー平等の視点に基づき、不平等感を解消することが大切です。

そのために、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて広報・啓発活動を行い、男女共同参画を推進することにより、「誰にとっても暮らしやすくなる。」ということを理解する必要があります。

【図14】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

○施策の方向

男女共同参画の意識づくりやその意義、必要性について正しく学ぶための広報・啓発を推進します。

また、あらゆる機会を活用し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動等を行います。

○施策の内容

①男女共同参画・ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
男女共同参画･ジェンダー平等に関する情報発信と啓発活動	市民の男女共同参画・ジェンダー平等への関心と理解を深めるため、市報やホームページなどを活用しての情報発信及びイベント等の開催を通じての啓発活動を行います。	人権同和政策課

②固定的な性別役割分担意識解消に向けた意識啓発

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発	家庭・学校・職場・地域などへ学習機会の提供を行い、社会通念や習慣、しきたりなどに残る性別による固定的な役割分担意識の解消を目指します。 また、次に掲載する「家族の役割シェアシート」等を活用し、意識改革に向けた啓発活動を行います。	全課

家族の役割シェアシート





施策（2）教育・学習活動の推進

○現状と課題

市民アンケートでは、男女共同参画の意識について、「学校教育」については「平等である」と回答した方が 51.6％であり、「家庭」「職場」「自治会や PTA などの地域活動」に比べ男女平等が進んでいます。一方「政治や制度」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」では、「平等である」と回答した方は 1 割台であり、分野ごとの差が大きいくなっています。（P6 図 1）

多様な生き方を選択でき、自分らしく生き生きと生活するためには、こどものころから男女共同参画・ジェンダー平等について学習し、理解を深めることが重要です。

学校教育だけでなく家庭や地域などで、こどもから大人まで生涯を通じた男女共同参画・ジェンダー平等の視点に立った総合的な教育・学習の機会を提供する必要があります。

○施策の方向

男女共同参画・ジェンダー平等の視点に立った教育の充実を図ります。

また、家庭・職場・地域など様々な場において、男女共同参画・ジェンダー平等の意識づくりのための教育や学習の機会を提供します。

○施策の内容

①男女共同参画・ジェンダー平等の視点に立った教育の充実

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
個性を伸ばす幼児教育・保育の推進	幼児期から一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす教育・保育を進めます。	保育課
多様な選択ができる教育の推進	児童・生徒に男女共同参画・ジェンダー平等の理解を促し、一人ひとりの人権を尊重するための教育の推進を図ります。	教育課
教職員・保育士への意識啓発	男女共同参画・ジェンダー平等の視点に立った教育を推進するため、教職員、保育士などに対し、意識啓発活動を行います。	教育課 保育課

②家庭・職場・地域における男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
講座などの学習支援	事業所・団体などが主催する講座や研修会等の学習活動を支援します。	人権同和政策課 地域づくり支援課
資料や情報の収集と提供	男女共同参画・ジェンダー平等などの推進を図るため、市や団体への情報提供を行います。	人権同和政策課

施策（３）国際的視点に立った意識づくり

○現状と課題

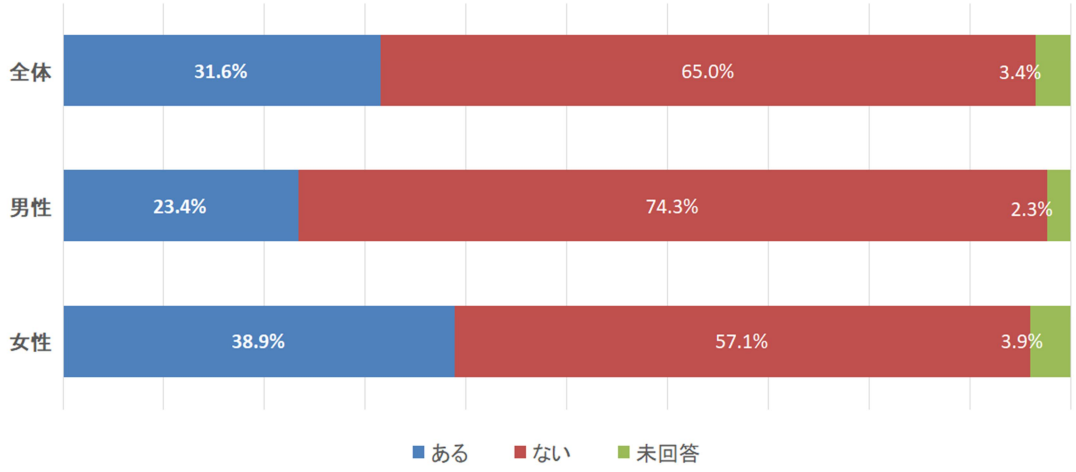
市民アンケートでは、「男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較（ジェンダーギャップ指数等）に関心がありますか」の問いに、「ある」と回答した方は全体では 31.6％でしたが、男性 23.4％、女性 38.9％と 15.5 ポイントの差がありました。【図 15】

賃金や意思決定の場への参画に男女差がない国がある一方で、貧困のため、とりわけ女性が満足な教育が受けられない国や地域も多くあります。

私たちも男女共同参画に関する国内的な動向に関心を持つだけでなく、国際的な視野を持って国内や地域の課題を見直し、どのような具体的な施策の実行が必要であるか、ジェンダーギャップ指数の状況を変えていくためには、地域から考えていくことが大切です。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるには、国際交流や多文化共生に対する理解を深める機会の提供、及び在住・滞在外国人などに配慮した支援を行うことも大切です。

【図 15】男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較（ジェンダーギャップ指数等）に関心がありますか。



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

○施策の方向

ジェンダー平等の取組など国際的な動向を把握し、広く情報提供を行います。

また、多文化共生社会の理解を浸透させるため、交際交流などを推進するとともに、在住・滞在外国人に対する支援と情報提供を行います。

○施策の内容

①情報収集と提供

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
国際的な動きに関する情報の提供	国際的な動き（ジェンダーギャップ指数等）を収集し、市ホームページ等で情報提供を行います。	人権同和政策課

②多文化共生社会の推進と啓発活動

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
国際交流と国際理解の推進	市民に国際交流の場を提供し、多文化共生の理解と認識を深めることを推進します。	地域づくり支援課 教育課 保育課
在住･滞在外国人への支援と情報提供	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら暮らしに関する情報を提供するとともに、各種相談に適切に対応します。	生活環境課 人権同和政策課

基本目標２　誰もがともに活躍できる環境づくりの推進

施策（１）意思決定の場への女性の参画促進

〇現状と課題

本市における各種審議会などへの女性参画は、32.9％と目標の 40.0％には届いていない状況です（Ｐ８図 4）

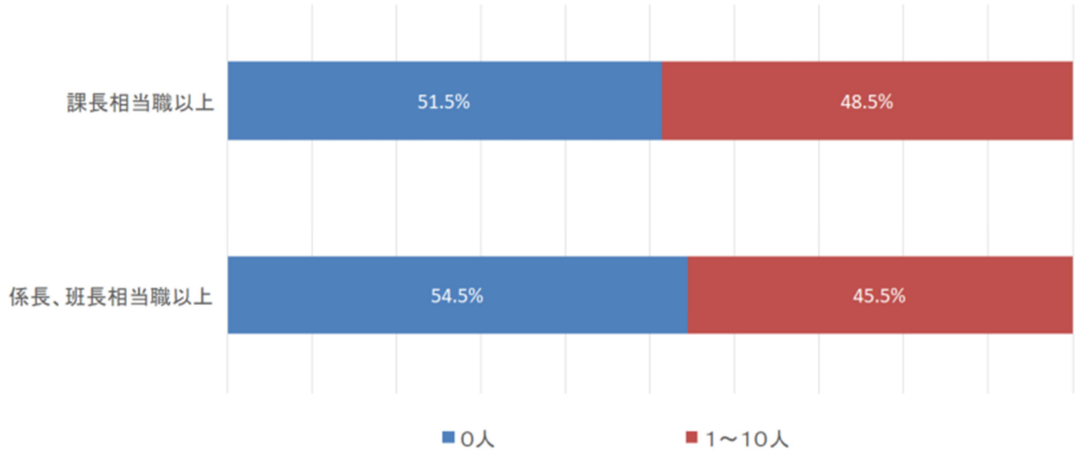
家庭・職場・地域などの意思決定の場においては、誰もがともに参画し平等に意見を述べ、反映させることが大切です。

地域の役員になることを阻害する社会通念や慣行、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動が必要です。

また、男女共同参画に関する事業所調査では、女性の管理職（課長相当職以上）が 0 人と回答した企業が 51.5％、女性の監督職（係長、班長等相当職）が 0 人と回答した企業が 54.5％となっています。従業員が 50 名以下の企業が約 6 割での調査ではありますが、企業においても女性の登用率の低さが伺えます。

【図 16】

【図 16】貴社の管理職や監督職は何名ですか。（回答 33 社）



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

女性のキャリアに対する意識啓発のほか、行政が女性登用の模範を示すとともに、あらゆる分野における女性参画の必要性について理解を深める取組が必要です。

○施策の方向

審議会や委員会などへの女性の積極的参画を推進します。

また、女性の職域の拡大や管理職などへの登用を増やすための情報収集と啓発に努めます。

○施策の内容

①審議会などへの女性参画の推進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
審議会などへの女性の参画の促進	女性の意見が広く行政に反映できるように、審議会などへの女性委員の割合の向上に努めます。また、女性人財バンクの登録者増に努めます。	関係各課 人権同和政策課
女性のエンパワーメント支援	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の意識啓発や能力向上のための講座等の情報を広く周知し、参加を促します。	人権同和政策課

②女性の職域拡大と管理・監督職への登用促進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
働く場における女性の職域拡大と管理職への登用啓発	働く場における女性の職域拡大と管理職への登用について情報収集し、啓発に努めます。	人権同和政策課 商工観光課
市役所における女性管理監督職への登用促進	市役所女性職員の管理職への登用を進めるため、職場の意識向上を図ります。	総務課

施策（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

○現状と課題

市民アンケートでは、「仕事と家庭生活をともに優先したい」と回答した方が39.4％に対し、「仕事と家庭生活ともに優先している」と回答した方は29.3％と理想と現実にギャップがあることが伺えます。（P11 図９・10）

働く場において、誰もがその個性と能力を十分発揮できる社会の実現のため、子育てや介護をしながら働く人への支援や、男性だけでなく女性の家庭生活に関する意識改革、企業に向けた女性活躍に関する意識改革の推進など、誰もが多様な生き方を選択できるような取組が必要です。

あわせて、ワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もがともに働きやすい職場環境を整えることも大切です。

○施策の内容

①誰もが活躍するための環境整備

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
市内企業の働きやすい環境整備の促進	市内企業の働きやすい環境整備を促進し、県が取組む各種認証などを推奨しながら周知及び情報提供を行います。	人権同和政策課 商工観光課
「育児・介護休業法」などの周知・啓発	「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」などの周知及び情報提供を行います。	総務課 人権同和政策課 商工観光課

②多様な働き方への支援

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
仕事と子育ての両立支援の充実	働き方の多様化に伴い、保育サービスや放課後のこどもの居場所などの子育て支援サービスの充実を図ります。また、子育て支援制度の周知に取組ます。	子ども家庭支援課 教育課 保育課
仕事と介護の両立支援の充実	介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図ります。また、介護保険制度についてわかりやすい情報提供を行います。	福祉課
柔軟で多様な働き方への支援	生活様式の変化に合わせて、柔軟で多様な働き方を支援するため、事業所などへ周知及び情報提供を行います。	人権同和政策課 商工観光課

③ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	安心して働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、市民や事業所に対して情報提供等を行います。	人権同和政策課 商工観光課
男性の家事・育児・介護などへの参画促進	男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、情報提供等を行います。	人権同和政策課 健康推進課 地域づくり支援課

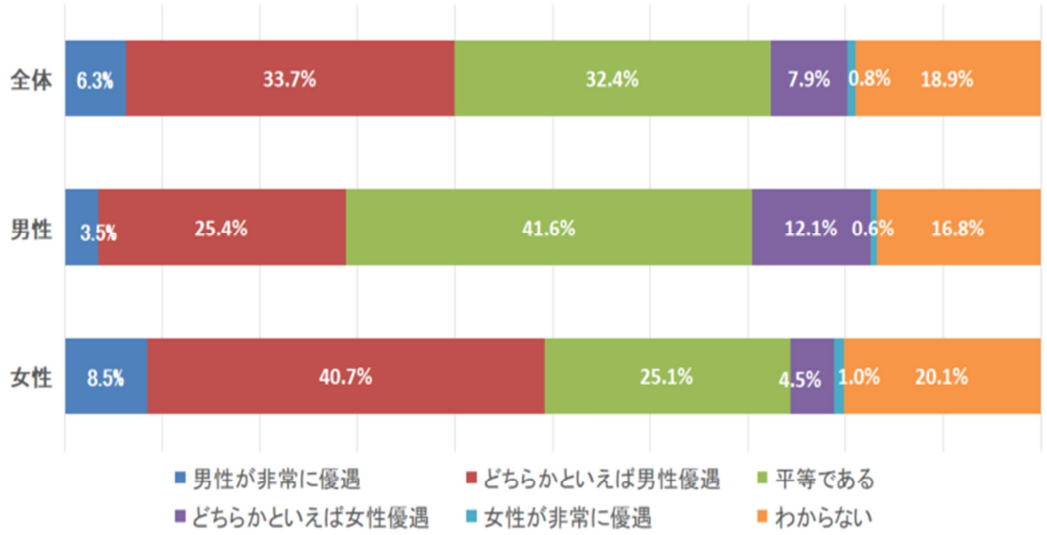
施策（３）地域・社会活動における男女共同参画の推進

○現状と課題

市民アンケートでは、「あなたは、現在の日本社会が男女平等であると思いますか」【図 17】の問いに対し、「自治会や PTA などの地域活動」に対しては、「男性が非常に優遇」「どちらかといえば男性優遇」と回答した方は 28.9％でしたが、女性は 49.2％と男性より 20.3 ポイント高くなっています。

【図 17】あなたは、現在の日本社会が男女平等であると思いますか。

（自治会や PTA などの地域活動）



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

地域社会は、家庭や職場と同じように市民にとって身近な場所であるとともに、地域とのつながり、生きがいづくりなど、生活全般に対して影響を受ける場所でもあります。しかし、区（自治会）や各種団体への加入者の減少や役員の高齢化によるなり手不足など、様々な問題を抱えています。

市と市民が協働でまちづくりを推進するうえで、女性もまちづくりの担い手として地域活動などに積極的に参加し、女性の視点を取り入れた地域活動を展開することが必要です。

また、近年多発する自然災害への対応においても、男女の役割を固定せず、女性の視点を取り入れた防災活動が重要です。

男女共同参画の視点を踏まえた地域活動や防災活動ができるよう、活動の担い手の育成や、男女共同参画の必要性の理解を深めることが必要です。

○施策の方向

地域における方針決定の場への女性の参画を促進するためには、慣習やしきたりを見直すことも必要と考えます。そのためにも、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行うことが必要です。

また、女性の意見を反映した防災活動を推進し、誰もがともに協力した避難所運営となるための支援を行っていくことも必要です。

地域防災活動への女性の参画を働きかけ、地域の防災活動に対する理解を深めます。

○施策の内容

①地域活動における女性の参画の促進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
地域における女性参画の促進	地域における、方針決定の場への女性の参画を促進するための働きかけを行います。	人権同和政策課 地域づくり支援課
誰もがともに担う地域活動への啓発推進	固定的な性別役割分担意識の解消を図り、地域における慣習やしきたりにとらわれず、誰もがともに地域活動を担えるよう、意識啓発や情報提供を行います。	人権同和政策課 地域づくり支援課

②防災・減災活動における男女共同参画の推進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
女性の視点を反映した防災活動の推進	女性の視点を反映した防災活動を推進し、地域におけるジェンダーバランスに配慮した避難所運営を行うため、女性の参画を推進します。	総務課
地域防災活動への女性参画の促進	消防団や自主防災組織における女性の参画を働きかけ、地域の防災活動に対する理解を深めます。	総務課 消防課

基本目標３　誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

施策（１）あらゆる暴力の予防及び根絶

○現状と課題

市民アンケートでは、「配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けた経験がありますか」という質問に対し、全体で 9.7%（男性 5.2%、女性 14.1%）の方が「ある」と回答しています。（P11 図 11）

DV やハラスメントは、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。これらの背景には性別に対する偏見や差別意識だけでなく、無意識の中に根強く残る慣習やしきたり、経済格差などの社会構造が潜んでいます。

また、パートナー間の暴力だけでなく、高齢者やこどもへの虐待など問題となっています。近年では SNS の広がりに伴い、有害情報の提供や誹謗中傷なども暴力の種類も多様化しています。

DV を受けた時の相談先として「医療関係者」「家族や親戚」「警察」などへの相談が多い状況ですが、「相談窓口は知っていたが、相談しなかった」「相談できる場所（人）を知らず、相談できなかった」「誰にも言いたくなかった、言えなかった」方も一定数いることから、相談体制の充実と安心して相談できる相談窓口の周知が必要であると考えます。（P13 図 13）

○施策の方向

あらゆる暴力の予防・根絶に向けて啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図りながら相談体制を充実させます。

また、多種多様なハラスメントについて正しい理解と防止に向けた意識の醸成を図ります。

○施策の内容

①DV・性暴力などへの対策の推進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
あらゆる暴力根絶に向けた啓発活動	DV・性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けての啓発活動を行います。また、正しく理解するためのセミナー等を開催します。	総務課 人権同和政策課 福祉課 子ども家庭支援課 教育課 保育課
あらゆる暴力への相談体制の充実	DV などの相談に対応するため、相談員のスキルの向上及び相談体制の充実を図ります。また、状況に応じた対応が迅速にできるよう、関係機関との連携を図ります。	人権同和政策課 福祉課 子ども家庭支援課 教育課 保育課

②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
各種ハラスメント防止に向けた啓発推進	セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメントなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに情報提供を行い、意識啓発を図ります。	人権同和政策課 商工観光課

③若年層に対する予防啓発の推進

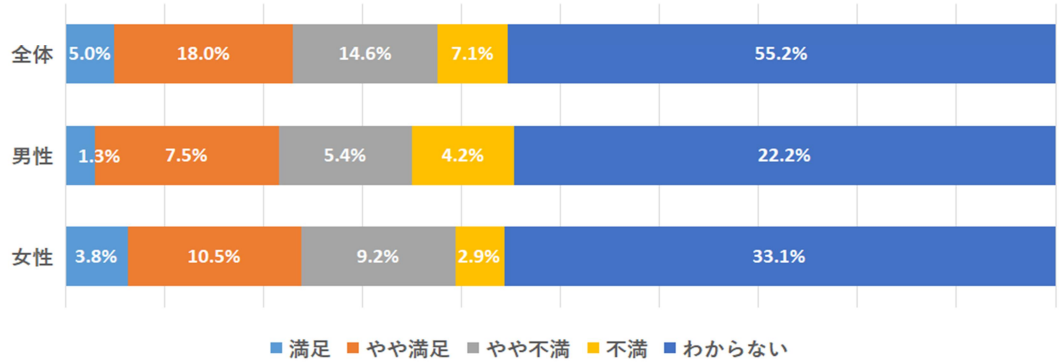
具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
デート DV 防止のための教育の推進	若年層に対して、デート DV などに関する情報を提供し、啓発活動を行います。	地域づくり支援課 人権同和政策課
有害環境の改善	有害環境の改善のための活動を支援するとともに、SNS などによるいじめや犯罪被害の根絶に向け、関係機関との情報共有や連携を図ります。	地域づくり支援課

施策（２）相談・支援体制の充実

○現状と課題

令和５（2023）年 11 月から 12 月に実施されました、「東御市の地域福祉に関するアンケート」（以下、「地域福祉アンケート」という。）では、「子育て世帯への支援体制」【図 18】について、「やや不満」「不満」と回答した方が、全体で 21.7％となっています。

【図 18】子育ての支援体制について



「令和５年東御市の地域福祉に関するアンケート」

特に、ひとり親家庭では、仕事と家事、育児を両立していくことは大きな負担となりえます。

また、生活困窮や家庭の状況、地域社会との関係性など、さまざまな問題が複雑に絡み合い複合化していることから、安心して生活できる環境整備が重要です。

これらの問題に対応できるよう、庁内関係機関などと連携を強化する必要があります。あわせて、相談することに躊躇してしまうことのないよう、相談先などを広く周知し、誰もが安心して相談できる体制の整備と安心して生活を送るための支援が必要です。

○施策の方向

困難を抱える方への支援の充実を図ります。

また、どこに相談していいのかわからないことのないよう、相談窓口の周知に努めるとともに、誰もが自立した生活を送れるよう、支援の充実を図ります。

○施策の内容

①困難を抱える方への支援

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
困難を抱える方への支援の充実	複雑化、複合化する課題に対応できる相談支援体制を構築し、困難を抱える方への支援を充実させます。 また、庁内関係機関や民間支援団体と重層的に支援ができるよう連携などを強化します。	福祉課
相談窓口の周知	困難を抱える方がどこに相談していいのかわからないことのないよう、窓口の連絡先や相談方法などの情報を広く周知し、誰もが相談しやすい体制を整えます。	人権同和政策課 福祉課 健康推進課

②ひとり親家庭への支援の充実

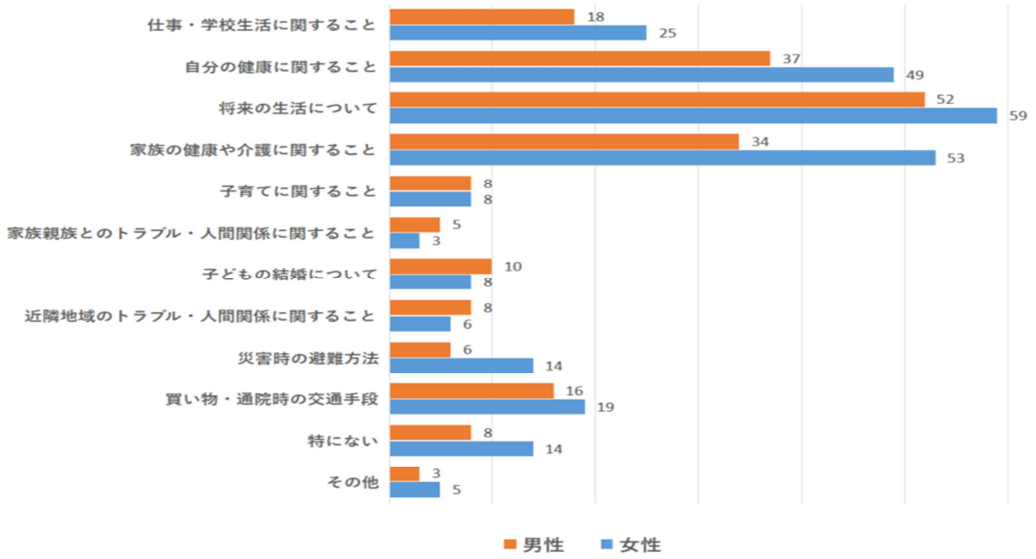
具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成などの経済的支援を行います。	福祉課
ひとり親家庭の自立・就労支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格習得への支援を行います。 また、母子・父子自立支援員により就労に関する相談などの自立支援を行うとともに、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行います。	福祉課

施策（３）生涯を通じた健康の支援

○現状と課題

地域福祉アンケートでは、「あなたが、現在心配していることは。(3 つまで選択)」【図 19】の問いに、「将来の生活について」「家族の健康や介護に関すること」「自分の健康に関すること」と回答した方が、上位を占めています。

【図 19】あなたが、現在心配していることは。(3 つまで選択)



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

誰もが生涯を通じて心身ともに健康であるためには、いきいきと心豊かに充実した生活を送ることが重要です。

また、ストレスなどによる心身の不調や自殺者の増加、孤独化や引きこもりなどが社会問題となっていることから、生きがいづくりの場を充実させるなど、積極的な社会参加への支援をしていくことが重要です。

ライフステージに応じた健康問題について正しく理解し、健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援に取組む必要があります。

○施策の方向

それぞれの身体の特徴を理解し、ライフステージに応じて包括的に支援を行い、自己管理意識を高めます。

妊娠・出産を希望する人が安心してこどもを産み育てることができるよう、切れ目ない支援を行います。

○施策の内容

①ライフステージに応じた健康支援

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
ライフステージに応じた健康づくりの推進	健康相談体制を充実させるとともに、講演会やイベントを通じて正しい健康についての啓発を行います。	健康推進課
各種検（健）診の充実と受診率の向上	がん検診、健康診査等、体制の充実を図ります。	健康推進課
発達段階に合わせた教育の推進	学習指導要領に基づき、発達段階に合わせた男女の差の理解を深めるほか、ジェンダー平等や多様性に配慮した教育を推進します。	教育課

②妊娠・出産・育児に関する支援の充実

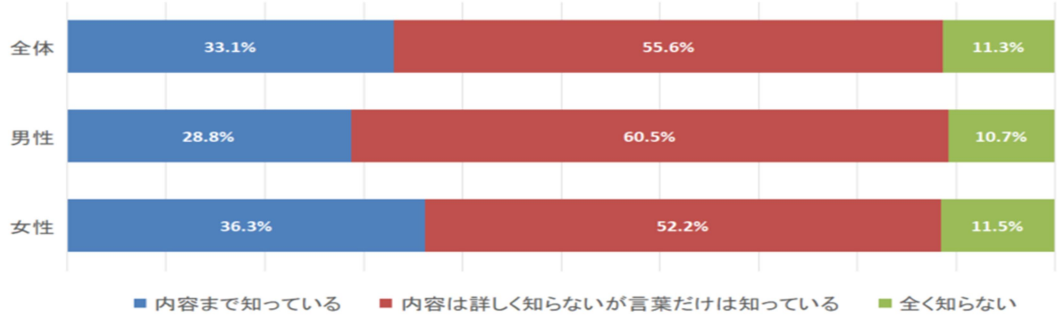
具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
妊産婦に対する健康支援、相談の充実	安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。 ライフステージに応じた女性の健康づくりの情報提供を行います。	健康推進課 市民病院
子育ての包括的支援	育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。	健康推進課 子ども家庭支援課

施策（４）多様な性についての理解の推進と啓発活動

○現状と課題

令和６年度に行った「人権と暮らしについての意識調査」では、LGBTQ や性的マイノリティという言葉を 33.1％の方が「内容まで知っている」と回答した一方で「内容は詳しく知らないが、言葉だけは知っている。」と回答した方は 55.6％となっており、いまだに十分な理解がされていない現状がみられます。（「知らない」は 11.3％）【図 20】

【図 20】「LGBTQ」または「性的マイノリティ（性的少数者）」という言葉を知っていますか。



東御市「令和７年度男女共同参画に関する市民意識調査」

私たちは、異なる特徴や特性も持ちながら、多くの人と関わり生活しています。多様性の広がりとともに、LGBTQ や性的マイノリティという言葉の認知度も急速に高まりつつあります。

一方で、「身体の性」と「心の性」の食い違いに悩みながら、周囲の心無い好奇の目にさらされ、苦しんでいる人がいます。

誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、多様な性について理解を深める必要があります。

○施策の方向

①多様な性についての理解の促進と啓発活動

具体的施策	事業の内容・主な取組	担当課
多様な性についての理解を深めるための啓発	性的指向、性自認などの多様な性に関する理解を深めるための情報提供を行います。	人権同和政策課
長野県パートナーシップ届け出制度の周知	長野県パートナーシップ届け出制度及び利用可能な行政サービスの周知を行います。	人権同和政策課

第５章　計画の推進

１　推進体制

この基本計画を着実に推進するためには、市の関係部局が互いに連携し、総合的に取組む必要があります。また、男女共同参画社会の実現には、市民の理解と協力が欠かせません。そこで、市と市民が連携・協力して取組むよう推進体制を整備します。

（１）行政における推進体制の整備

男女共同参画に関する庁内推進体制として、各課からの委員で構成する「東御市男女共同参画行政推進会議」において、毎年度、計画に基づき各課で取組むべき施策を確認し、施策の実施状況と、成果と課題を検証します。行政推進会議を核とし関係各課が連携しながら総合的、効果的な計画の推進を図ります。

市の男女共同参画施策に関し、市民からの意見・苦情に対して、適切な対応を図り必要な処置を講じます。

（２）東御市男女共同参画審議会

東御市男女共同参画推進条例に基づき設置する「東御市男女共同参画審議会」において、基本計画の策定や変更・進捗状況の評価など、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、必要に応じ、施策・事業などについて市長に提言を行います。

（３）市民等との連携による推進体制の充実

市民公募により設置された「東御市男女共同参画推進委員会」や、男女共同参画社会実現のための活動を行っている市民、地域団体、事業者、教育関係者等とも連携し男女共同参画を推進します。

（４）国、県、関係機関との連携

国、県、他市町村などの関係機関や関係団体との情報交換や相互協力により、男女共同参画を推進します。

２　計画の進行管理

（１）取組の目標指標の設定

計画をより実効性のあるものとするため、令和 13 年度を目標年度とする目標指標を設定し、目指す到達点をわかりやすく示し、東御市男女共同参画審議会において、目標指標達成状況の評価・点検を行います。

基本目標１　学びの推進と意識づくり

指標名	第２次計画策定時	第３次計画策定時	目標値
女性に対する差別・偏見があると思う人の割合	61.6% （令和元年度調査）※	70.0% （令和６年度調査）※	25%
生活を営む上で男女の社会的立場は平等だと感じる人の割合	13.0% （令和２年度調査）	14.4% （令和７年度調査）	25%
東御市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合	38.2% （令和２年度調査）	52.5% （令和７年度調査）	80%
「男は仕事、女は家庭」という意識を持つ人の割合	21.1% （令和２年度調査）	22.8% （令和７年度調査）	10%
男女共同参画の学習会等へ参加したことのある人の割合	17.9% （令和２年度調査）	17.2% （令和７年度調査）	25%
男女共同参画に関する諸外国の動向や国際比較に関心のある人の割合	38.2% （令和２年度調査）	31.6% （令和７年度調査）	50%

基本目標２　誰もがともに活躍できる環境づくりの推進

指標名	第２次計画策定時	第３次計画策定時	目標値
市の審議会等の委員に占める女性委員の割合	30.9% （令和２年度）	32.9% （令和７年度）	40%
地域役員（区三役、協議委員、公民館長）の女性の割合	14.5% （令和２年度）	14.5% （令和７年度）	20%
ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合	63.0% （令和２年度調査）	76.3% （令和７年度調査）	80%

基本目標３　誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

指標名	第２次計画策定時	第３次計画策定時	目標値
DV 被害を受けた人の割合	10.4% （令和３年度調査）	9.7% （令和７年度調査）	0%
特定健診受診率	40.8% （令和２年度確定値）	44.0% （令和６年度確定値）	58.0%以上
LGBTQ や性的マイノリティの認知度	―	33.1% （令和６年度調査）※	50%

（２）市民意識調査（市民アンケート）の実施

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、「男女共同参画に関する意識調査」「男女共同参画に関する企業意識調査」を定期的に実施し、男女共同参画に関する市民の意識と実態、就労に関する男女の実態、行政に対する課題の変化などを把握します。